

平成 28 年度 予算編成方針

1 平成 28 年度の財政見通しと予算編成への取り組みについて

我が国の経済は、雇用・所得の改善傾向が続くなか、原油価格下落の影響や緊急経済対策などの各種施策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続いているとされている。しかしながら、個人消費の伸び悩みや海外景気の減速など、我が国経済への下押しリスクに留意する必要があるとされ、引き続き経済状況を注視しながら、慎重に対応を見極める必要がある。

こうしたなか、本町の平成 28 年度の町税収入は、景気の動向や税制改正に基づく減収等の影響もあり、平成 27 年度の決算見込み並みになると予測される。現時点では、大幅な町税収入増も期待できないほか、地方交付税の減額や投資的経費に充当できる財源の縮小なども懸念される。

また、歳出においては、投資的経費や社会保障関係経費が累増するほか、「まち・ひと・しごと創生法」の施行に伴って、少子化と人口減少を克服し、将来にわたり活力ある地域を維持していくための地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を新たに策定しているところであるが、今後、地方創生に向けた取り組みを進めるためには、一般財源の負担を伴う事業の実施も予定され、例年にも増して厳しい予算編成になることが予想される。

こうしたことから、既存の事務事業の見直しを徹底して行うとともに、厳しく踏み込んだ経費の節減・合理化に努めることとし、次の基本的な考え方に沿って予算編成を行うものとする。

第一に、限りある財源を緊急性や必要性の高い施策へ効率的に配分することとし、新規事業は、住民サービスの向上に効果が得られるものを優先する。

第二に、既存事業の廃止・統合を含めた抜本的な見直しを行い、各課レベルで財源の捻出に極力努めるものとする。

第三に、職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持ち、より効果的な施策を導き出すとともに、活力ある越生を創っていくために、全庁挙げて、最大の効果が得られるよう予算編成に取り組むものとする。

2 基本目標に基づく重点施策について

平成28年度予算は、第五次越生町長期総合計画の基本理念を踏まえ、以下の基本目標に基づく重点施策に留意して、編成作業に取り組むものとする。

(1) 町民と行政が協働により施策を実現するまち

① 町民等の意見尊重

町政の運営にあたっては、町民の意見を尊重することを第一に考え、あらゆる機会を通じて町民の意見に耳を傾け、町民とともに考え、実施につながる政策・予算の実現を目指す。また、町議会からの指摘・要望、監査委員による決算審査意見、区長を始めとする各種団体の委員からの意見・提案などについても、客観的かつ貴重な意見として重視し、施策への反映に努める。

② 各課の連携による住民サービスの向上

職員数が減少するなかで、町民のニーズに的確・迅速に対応できるよう、各課が連携・協力するとともに、町民が利用しやすく・相談しやすい環境を整え、住民サービスの向上を図る。

③ 行財政改革の推進による経費の節減

財政状況が年々厳しさを増すなか、限られた予算を計画的かつ効果的に活用していくため、行財政改革を進めるとともに、業務の効率化と経費の節減を図る。

(2) 健康で心豊かに安心して暮らせるまち

① 子育て支援施策の充実

町の重点施策である子育て世代への支援については、「子ども・子育て支援法」の趣旨に沿って引き続き、施策の充実に取り組む。

また、これまで実施してきたこどもの医療費支給事業、保育料の第3子以降無料化、こどものインフルエンザ予防接種に対する助成などの経済的支援策を継続するとともに、深刻化する人口減少・人口流出の抑制にもつながるよう、より良い保育環境の整備や保健・医療面の支援、相談体制の充実などの有効な事業を実施する。特に、若い世代の結婚・出産・子育てに対しては、若者の希望がかなえられる施策を重点的に実施する。

② 健康づくりの推進

町民の誰もが健やかに生きがいを持って生活することができる「健康長寿社会」の実現を目指し、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携と調整を図りながら、まち全体で健康づくり事業に取り組むとともに、健康マイレージ事業の充実をはじめ、各分野で町民の健康づくりにつながる施策を講じる。

また、日常的に介護を必要とせず、自立した生活ができる「健康寿命」をさらに延ばし、高齢者が生きがいをもって地域で活躍できる場を確保するなど、高齢者福祉施策の充実を図る。

③ 防災対策の充実

災害発生時に必要となる備蓄品や資機材等については、「越生町地域防災計画」に基づき、計画的な整備を行うとともに、災害に対する備えの強化・充実を図る。

また、過去の災害の教訓を活かすことができるよう、各計画の見直しについては適宜行い、実効性の高い施策を実施するとともに、町民への周知徹底に努め防災意識の高揚を図る。

(3) 自然と調和した快適で安全なまち

① 越生駅東口開設の促進

越生駅東口の開設については、開設のための調査結果に基づいて、引き続き、鉄道事業者との協議を進め、早期の実現に努める。

② 住環境の整備

老朽化が進行している公共施設・インフラ等については、今後、計画的な修繕や改修が必要になることから、新たに策定する公共施設等総合管理計画に沿った取り組みを実施する。

また、若い夫婦の移住・定住を促進するため、空き家バンク制度の拡充をはじめ、定住促進のための施策を重点的に実施する。

③ 省エネのまちづくり

地球環境の保護につながる省エネルギー対策は、町が率先して取り組んでいく必要があり、今後も太陽光発電パネルの設置や防犯灯、街路灯などのLED化事業の推進を図る。

(4) 観光資源とおごせブランドを創出するまち

① ハイキングのまち宣言に向けた事業展開

平成28年4月29日の「ハイキングのまち宣言」に向けた取り組みを庁内各課が一体となって事業の推進に努めるほか、さらに各種ハイキング大会や関連イベントの開催を通じて、町民への浸透と意識の高揚を図ることとする。

また、新規ハイキングコースの設定や既存コースの見直し、コース環境の整備、観光案内板・文化財解説板の設置など、ハイキングのまちにふさわしい施設の整備を進めるほか、観光に訪れた人が快適な時間を過ごせるよう「おもてなしの心」を持って歓迎できる体制の構築を図る。

② 観光拠点の整備

観光の重要な拠点である越生梅林、黒山三滝、五大尊花木公園など、その区域内や周辺における施設整備や老朽箇所の改修等を行うほか、県が実施する川の再生事業と連動した遊歩道等の整備を実施するなど、町の魅力がより高まる取り組みを実施する。

観光資源の掘り起こしや新たな観光拠点の整備を視野に入れ、既存の拠点とのネットワーク化を図るとともに、法人化された観光協会とタイアップした観光のまちづくりを推進する。

③ 産業の振興

町の面積の約7割を占める豊富な山林を貴重な資源として捉え、特産の西川材の利用促進を図り、地場産業の振興を促すとともに、林道等の整備を進める。

また、町の特産品である梅・ゆずをはじめ、地元農産物のブランド化を促進するなど、特色を十分に活用した地域農業の活性化のための施策を実施する。

(5) 豊かな人間性溢れるなごやかなまち

① 教育環境の充実

小・中学校では、少人数学級指導（35人以下）を継続して推進するため、学習支援員や非常勤の教員等を必要に応じて配置するなど「教育のまち越生」として、引き続き教育環境の充実に努める。

② 学校教育施設の整備

学校教育施設については、県内でも有数の教育環境の充実が図られており、今後も、児童・生徒が学習に集中できる快適な環境を継続するため、各施設の修繕や備品購入などを計画的に行う。

また、施設の改修については、教育施設といった特性から比較的規模の大きい施設が多く、多額の費用も要することから、将来的な方向性を十分に検討したうえで、計画的な改修、更新を実施する。

③ 生涯学習の推進

「一芸・一スポーツ・一ボランティア」を引き続き推進し、町民の学習要求に応えられる公民館活動や、図書館活動の充実を図るとともにスポーツ活動を積極的に推進する。

生涯学習施設については、利用状況や老朽化の状況を的確に捉え、今後の利活用なども踏まえ、適切な修繕や改修を進める。

3 予算編成に関する基本的事項

- (1) 当初予算は、原則として通年予算を編成するものとし、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。年度途中の補正は制度の改正に伴うもの及び災害関連経費等、緊急性を求められるもの以外は原則として認めない。
- (2) 歳入の合理的な確保を図るとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹して、創意工夫と節度ある財政運営を堅持すること。
- (3) 新規事業については、真に住民福祉の充実に寄与する緊急不可欠なものとして重要施策のみに限定すること。この場合、既存の経費の組替えや節減合理化により、必要な財源を極力捻出するとともに、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (4) 既存の事務事業については、内容及び効果を十分検討すること。既に初期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、類似事業の整理統合など徹底した見直しを図ること。
- (5) 国、県支出金を財源とする事業については、国、県の予算編成の動向や行財政改革に伴う制度改正を的確に把握し、事業効果、負担区分のあり方等を十分検討して事業の選択に努めること。
- (6) 各事業については、執行計画を事前に十分検討し、年度内に確実に終了するよう特に留意すること。
- (7) 経常経費の節減、合理化についても重要課題と認識し、引き続き、更なる一般行政経費の抑制に努めること。
- (8) 議会及び監査委員からの指摘や要望事項、並びに住民からの請願、陳情、要望等については特に留意し、緊急性、必然性を十分検討すること。
- (9) 継続費及び債務負担行為を設定する場合については、事業の規模、年割額等を十分検討し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (10) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準ずることとするが、特に企業会計については、独立採算の原則に基づき、経営的視点に立って、今後の見通しについて十分な検討を行い、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。